

犯罪被害者支援制度の拡充に伴う法テラス関連業務の充実

H16.12 犯罪被害者等基本法(以下「基本法」という。)が成立
 H17.12 基本法に基づき犯罪被害者等基本計画を策定
 →「経済的支援に関する検討会」における検討

H18. 4 総合法律支援法に基づき法テラスの設立
 H18.10 法テラスの業務開始 ※犯罪被害者支援業務を5大業務の1つと位置付ける。

犯罪被害者支援に関する情報提供
 全国の地方事務所・HP等で、刑事手続に関与するための法制度、損害・苦痛の回復・軽減を図るための法制度等に関する情報を提供
 コールセンター・犯罪被害者支援ダイヤル(0570-079714)においては、犯罪被害者支援の知識や経験を有する担当者が被害者等に心情に配慮し、情報提供

経験・理解のある弁護士の紹介
 犯罪被害者に犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介

民事法律扶助
 経済的に余裕のない被害者が、加害者に対し損害賠償請求をする場合、弁護士等による無料法律相談・弁護士費用等の立替えにより支援

H20.12 刑訴法改正により被害者参加人のための国選弁護・損害賠償命令制度が開始

被害者参加人のための国選弁護制度に関する業務
 ●国選被害者参加弁護士になろうとする弁護士との契約締結
 ●国選被害者参加弁護士候補の指名及び裁判所への通知、報酬等の算定・支給 等
 ※被害者参加人のための損害賠償命令制度に関して
 →加害者に対する損害賠償命令にも民事法律扶助を利用できるように整備

H23. 3 基本法に基づき第2次犯罪被害者等基本計画を策定
 H25.12 犯罪被害者等保護法の改正により被害者参加旅費等支給制度が開始

被害者参加旅費等支給業務
 ●被害者参加人に支給すべき旅費等の算定・送金業務
 ※被害者参加人のための国選弁護制度に関する業務 →資力要件の緩和(利用対象者の拡大)
 ※民事法律扶助 →H26.4～ 弁護士との打合せにおけるカウンセラー費用等の立替えも開始

H30. 1 総合法律支援法の一部を改正する法律の施行

DV等被害者法律相談援助業務
 DV、ストーカー及び児童虐待(特定侵害行為)の被害を現に受けている疑いがある方を対象に資力を問わない法律相談(刑事事件を含む。)を実施